

吹田市環境影響評価審査会（平成21年度第1回） 会議録

日 時：平成21年（2009年）4月28日（火） 14：00～15：00

場 所：吹田市役所中層棟4階 第4委員会室

出席者：委 員：塚本会長、山中副会長、小田委員、桑野委員、中野委員、原委員、
福田委員、松村委員、宮崎委員、保田委員、山口委員

連絡調整会議：地域環境課 大須賀参事、

地球環境課 畑澤課長 尾上参事 伊藤課長代理 萬谷主査、
都市整備室 西山主幹 開発調整課 松本課長、交通政策課 伊藤参事
博物館 増田参事、緑と水のふれあい課 伴室長、
教育政策室 梅田室長 手島総括参事

事業者：吹田市都市整備部東部拠点整備室 野上参事

独立行政法人 都市再生機構 北大阪都市再生事務所 青山所長
中央復建コンサルタント 松井チームリーダー

事務局：永治部長、池田環境政策推進監、柚山次長、後藤総括参事 森課長
齊藤課長代理 西野主査 松浪 瀧澤

内 容

- 1 （仮称）吹田千里丘計画に係る環境影響評価準備書に対する答申について
- 2 吹田東部拠点土地地区画整理事業の事後監視計画書について
- 3 その他

議 事

審査会委員15名中11人の委員の出席があり、吹田市環境影響評価条例施行規則第24条第2項の成立要件（過半数の出席）を満たしていることを確認しました。

また、2名の方から傍聴希望があり、傍聴取扱要領に基づき2名が入室されました。

<議事1（仮称）吹田千里丘計画に係る環境影響評価準備書に対する答申について>

会長

それでは、ただ今から平成21年度第1回環境影響評価審査会を開催いたします。本日は皆様どうもありがとうございます。特に今日の議事の1につきまして、（仮称）吹田千里丘計画に係る環境影響評価準備書の答申についてということで、かなり長期にわたりまして、また頻度高くですね、ご議論をいただきました。それで本日の審査会では、ぜひ審査会意見をまとめて、市長に答申していきたいと考えておりますので、皆様方の活発なご審議をお願いします。

永治部長

前回、平成21年2月20日の環境影響評価審査会におきまして、騒音の予測に関します技術的な問題点をご指摘いただき、事業者には再度予測を行い追加の資料提出を求めること、そしてそれを騒音に関します臨時の部会により改めてご検討いただき、騒音に関します審査会意見案をとりまとめていただきますことをご確認いただけてきました。

部会をご開催いただきました先生方には、年度始めの大変お忙しい時期にもかかわらず、ご審議をいただき、お礼を申し上げますとともに、本事案における最大の課題のひとつでございます近隣教育施設に対する騒音の影響に関しまして、高度に科学的・専門的なご検討をいただきましたこととお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、おそれいりますが部会にてご検討いただきました内容につきまして、ご報告をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

会長

今のご紹介がありましたとおり、前回の審査会でですね、部会を開いて特にこの問題について検討するというので、正副会長と騒音の専門であります●先生の3人ですね、部会を10日に開催しましたので、●先生から簡単にお願ひします。

委員

ただいまご紹介いただきました経過によりまして、正副会長と私で4月10日に騒音に関する臨時部会を開催いたしました。ここで、事業者よりご提出いただきました再予測資料を検証いたしました結果、再予測の算定経過における技術的な問題はないものの、前回の●先生のご指摘どおり、教室の窓を開けた場合の予測結果が当初予測を数dB上回るということが判明いたしました。これは、「学校環境衛生の基準」の55dBを大きく上回る数値でありますことから、審査会意見案を修正強化する必要があるという結論に達しました。

以上の考えに基づきまして、部会にて、騒音に関する審査会意見案の検討を行いました。以上でございます。

会長

どうも、ありがとうございました。

今の●先生からのご説明ありましたとおり、いろいろ議論しました結果、こういう形で審査会意見をまとめていった方がいいのだという議論といたしました。

その結果、事務局の方ですね、答申案を作っていておられると思いますので、事務局の方から説明お願ひできますでしょうか。

西野主査

皆様のお手元でございます、資料1「吹田市環境影響評価審査会答申案」をご覧ください。

騒音部会でのご審議に基づきまして、答申の2ページ目の冒頭でございます、騒音の11番に、案をお示しさせていただいております。

主な内容を簡単にご説明させていただきます。まず、新たに前文に「予測結果が判定基準を上回るものであった」ことを示しております。そして、前回もお示ししておりました環境保全措置を整理し、(1)から(3)において事前に当然実施すべき主にハード面の対策を、(4)には、実際に工事が始まった際に現場で臨機応変に対応すべき内容を、そして(5)には、(1)から(4)の効果を実際に検証し、その結果を工事方法にフィードバックする考え方と、それでも授業に具体的な障害をもたらす事態が発生した場合の、最終的なセーフティネットとも言える手厚い環境保全措置を実施する必要があることを記載いたしております。

また、地球環境に関しまして、前回審査会でのご指摘を受け、修正いたしております。答申案4ページ目の37番をご覧ください。前回の案では「太陽エネルギーの活用や建築物緑化等の先進的な環境対策を講じること」としておりましたが、「建築物緑化等」という部分をより具体的に「壁面緑化」に変更いたしております。

答申案の修正部分についての説明は、以上でございます。

会長

前回の審査会で提出されました答申案のうち、変更になった、特に、工事に関連した挿入部分が大きかったと思いますけど、そのあたりの修正についてご説明いただいた。事前に、あの、資料等は配布されておりますので、予測結果等は、皆さんご存知だと思うんですけど、こういうことを踏まえまして、全体的な答申案についてのご意見、ございますでしょうか。

特に、あの、騒音の部分とそれから地球環境、変更されておりますので、そのあたりを中心に。

委員

2ページの騒音のあの、11の1ですね。ここでは教育施設近接する区域については、低騒音型建設機械とすること。(2)では、その、可能な限り最新の低騒音型建設機械の採用割合を高めることとあるんですけども、その、今のあの工事最盛期において、判定基準を上回るといような状況を踏まえて、むしろ(1)のところに最新の低騒音型建設機械を用いることと、最新の、ということを追加する必要があるんじゃないか。むしろ2の方に最新があつて、1に最新がないというのは。上の叙述に矛盾している。

それから、あの、次の下の供用後という中括弧で示してあるところの文章で見ますと、事業者が設置を予定している防音壁の場所、設置時期及び仕様については、事業計画が確定した時点で市と十分協議を行い、その指導に従って決定することとなつてまして、供用後という見出しと、非常に矛盾しているわけです。事業計画が確定した時点で行うべきことをあげているんですけど、ですから、それは供用後じゃなしに、むしろ着工する前、事業計画が確定するというのは、その事業を着工する前、あるいは事業の途中経過の中で、そういう事を行うというのは、供用後という見出しは、あのまあ、おかしい、適切ではないわけですね。

で、全体といいまして、従来からの答申を見ますと、あの、こういうようにそれぞれの環境要素について、工事中とか供用後とか事後処理とか事後監視とか、見出しをつけたことは無いと思うのです。で、しかもこの文書を見る限りにおいてですね、この見出しというのはまったく意味がないんです。文書の叙述の中にそれがいつのものであるかということを書き記述しているわけですから、それぞれの環境要素について、こういう事後監視とか存在とかですね、工事中とかいう見出しは、私は要らないと思いますので、それは省略した方がいいんじゃないか。削除した方がすっきりするんじゃないか。というように思いますので。

会長

確かに、おっしゃられるように。あの、ものすごく的確なご指摘だと、私も思いますが、いかがですか。確かに、なかったですね、そう聞かれてみると、今までの答申には。

後藤総括参事

はい。

会長

ちょっと簡単に見解でもございましたら。

後藤総括参事

はい、あの、このかぎ括弧中の、工事中の確かに事務的な整理上のメモがここに残っていた、誠に申し訳ありません。かえって、あの、混乱を招くような、先生、おっしゃるようなあの、不要。中身を見ればわかることなので、不要なものなので、もしご了解いただければ削除したいと考えております。それから、一点目の最新のというのも、これは、ご指摘を踏まえまして、あの、両括弧1、両括弧2、そろった書き方で、最新を入れさせていただきたいと存じます。それで、あの、その修正を加えまして、後日修正をした点をお確認いただくために、委員の皆様がたに、その修正案をお送りさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

会長

今、●先生のご指摘の2点につきましては、最新を付け加えるということと、工事中、供用後等の段階のやつ、削除する。そういう方針で、していただくということ。よろしゅうございますか。

委員

もう一つちょっと、あえて言えば、事後監視、2ページのところの事後監視のところの、工事中の事後監視については、というのは、むしろ工事中の環境監視については、という方が。つまり、工事中の事後監視というのはあんまり適切ではない。

会長

確かにそうですね。工事中と供用、そういうのを全部含めた上での、事後監視と、そして、確かに正しい…とおもいます。

後藤総括参事

はい。

会長

ほか、なにかお気づきの点等、ございますでしょうか。

全体的にこういう答申の内容で、よろしゅうございますか。今ご指摘いただいたところは、修正いただくこととして。

それでは、特にないようでしたら、今の●先生のご指摘を踏まえまして、事務局の方で、この答申案の修正をいただきまして、それで、おっしゃられましたように事前にメール等で、最終の案をつくっていただきまして、特にそれに対するご意見や要望あるいは問題点の指摘等がなければ、それでもって審査会として答申を行うというかたち、最終的には私と正副会長で最終確認をさせていただきますけれど。そのかたちで答申確認させていただくということで、よろしゅうございますか。

各委員

(異議なし)

会長

じゃあ、そういうことでさせていただきます。どうも長い間、この議題につきましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、次の議題にはいりたいと思いますけれども。

<議事2 東部拠点土地区画整理事業 事後監視計画書について>

(事務局より東部拠点土地区画整理事業の事後監視計画書について概要説明)

会長

ありがとうございました。今、特に市民への情報提供を中心に説明をいただきましたけれども、なにか、全体的のこの事後監視計画書につきまして、委員の皆さんのご意見等ございますでしょうか。

(委員から質疑なし。)

会長

ほとんど評価書のところでもありましたし、またその段階でも議論をしていただいておりますので、大きな場所に関してはないかと思いますが、細かい語句につきましてとか、あるいは少し修正されたほうがいいところは。

これ、このあとの取扱い、どのようなかたちになるのか、ちょっと簡単に。特に意見がなければこのままで。

後藤総括

本日もし、これでご承認いただけましたら、事後監視の手續に、事業者に入ってもらいます。そして定期的に事後監視の結果を報告していただく、それと事業者が市に、というだけではなく、市民に対しても、先ほど説明させていただきましたように、逐次情報開示をしていく。率先実行を、という立場からなるべく前向きな手續きを踏んでいって頂きたいと考えております。よろしく申し上げます。

会長

あとは、なにかございますか。施工者の変更というのとはなにか。

東部拠点整備室 野上参事

はい。

会長

はい、どうぞ

東部拠点整備室 野上参事

東部拠点整備室の野上です。本日はどうもありがとうございます。本日提出させていただきました事後監視計画につきましては、現在、土地区画整理事業の施工者が確定するまでの間は、環境影響評価に関します手續きを、都市計画決定者であります吹田市の方が実施をしておるところでございますが、土地区画整理事業の実施に当たりましては、現在、独立行政法人都市再生機構が施工者となるため、事業認可の手續きを進めておるところでございます。おかげをもちまして、実は昨日平成21年の4月27日付けで、国土交通大臣の認可を受けることができっておりますので、ここで報告をさせていただきたいと思っております。環境影響評価条例第28条第1項に基づく事業者の変更手續きを、速やかに進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の事業の実施に当たりまして、これまでの、環境影響評価に係る経過、事後監視計画及び環境保全措置の実施については、確実に都市再生機構の方に引き継いでまいりたいと考

えておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございました。今のご説明ございましたように、この案件に係わらず、アセスメント対策にあるもの、施工者あるいは供用はですね、管理者等に主体が移っていくというのはよくあるわけですけど、全般的なその環境影響評価に関して、議論、議事録も含めまして、いろんな意見等、出ておりますので、ぜひ、きっちりと引継ぎをお願いしたいと思ひます。なにか、この件に…はい、どうぞ。

都市再生機構 青山所長

私、独立行政法人都市再生機構、通称 UR 都市機構とっておりますけど、北大阪都市再生事務所所長の青山と申します。よろしくお願ひします。あの、当事務所は、吹田操車場跡地における街区整備事業を担当する事業所ということでございますけど、先ほど、東部拠点さんからお話がありましたように昨日、大臣認可をいただいたということで、正式に UR の方が、この区画整理事業の施工者になったわけでございます。ということで、今まで吹田市さんの方が実施しておられました環境影響評価の結果とか経過、そういったものは誠意をもって引継ぎを受けまして、今後の事後監視計画につきましては次から UR でもって、確実に実施してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長

よろしくお願ひいたします。なにか、今の件、案件等に関しましてなにか。

委員

今、会長おっしゃったように、これ、審議して随分時間が経っているで、今おっしゃいましたけれど、案外、こうあの、見落としだとか、いろんなことが生じると思うので、あの、会長、おっしゃったとおり今まで審議してきた経緯、その書類上の問題ですんで、膨大になると思ひますが、できるだけ精査していただいて、我々が議論した内容を十分検討して、実施していただきたいなあ。もう随分時間が経っているので、忘れられるようなことが多いと思ひますので、是非、会長おっしゃったように、今まで我々が議論した内容を、精査した上で、やっていただきたいなあ。特に一委員として、そう思ひますので、発言さしていただきました。

都市再生機構 青山所長

わかりました。

会長

他に。

委員

すいません。ちょっと内容に戻ってしまいますけれども、15 ページの環境監視のところの調査項目の 2 行目なんですけれども、①については騒音レベルの 90%レンジ上端値及びピーク値で書いてありますけれども、これは本当にピーク値なのか。それとも最大値なのか。ちょっと御確認いただけましたら。

会長

これ、いかがですか。

中央コンサルタント 松井チームリーダー

はい。

会長

はい、どうぞ

中央コンサルタント 松井チームリーダー

最大値とピーク値の違い、定義がいろいろあると思うんですが、実際、工事する場合には、あの、いろんな作業なんかで騒音レベルが変動いたしますよね、その、工事している間の一番大きな値はいくらでしたかというのを、まず、計ります。それからあと、騒音規制法なんかでは、ピークではなくて、変動騒音の場合には、データが 100 個あれば、上から 5 番目の数字で評価いたします。そのエル 5、いわゆる規制法で決まっている測定方法のエル 5 と、やはり、苦情なんかが発生いたしますときのほんとのピーク値、あわせて計りたい、予定しております。

委員

ピーク値という意味と最大値という意味は違うんですけれども、今、おっしゃた意味だと、多分最大値だと思います。ちょっと、その辺ご確認いただけましたら。

中央コンサルタント 松井チームリーダー

わかりました。

会長

適切な修正いただくことで、ね。

委員

はい

会長

すいません。それじゃあ、事務局、そこらへんをはっきりさしてもらって、ご指摘いたします。最大値のピークで似ているようで、意味違いますので。

委員

意味が違いますので。

会長

もう一度、確認していただいて。

後藤総括参事

はい。確認いたしました。

会長

どちらかというと、最大値にしろということですね、これね。

委員

はい、普通これ、最大値だと思います。L_pじゃなくて、L_{Amax}普通使いますね。

会長

これは、そういうご指摘ございましたので、そういう修正をかけていただきます。

後藤総括参事

はい。承知しました。

委員

7ページの表4.1の大気汚染の選定理由とかですね、予測の不確実性の程度が大きく、環境影響の重大性が高い。これは、ちょっと不穏当な表現じゃないでしょうか。確実性の程度が大きいという、そういうアセスメントはですね、そのアセスメントの中で、ある程度できるだけミニマムするという努力が、一般的には行われているんですけど、こういうように表現してしまうと、一般の市民から見れば、予測というものは、非常に不確実なんだという印象を受けるわけですね。アセスメントというのは、信用できるのかと、いうことになってしまうので、こういう表現は私は適切ではないと思います。これは、まあ、大気汚染についてもそうですし、振動についても、不確実性の程度は大きいという、動植物についても程度は大きい、というようにですね。その、程度が大きいとか、小さいとか一般抽象的な表現ですけど、アセスメントした結果からそういうことをいうのは、非常に無責任なアセスメントをし

たということになりますね。不確実なもの、予測なんてものはあまり意味がないのではないか。アセスメントというのは本来、科学的にできるだけ定量評価をして、誤差をミニマムするというような、そういう予測手法を適用して、予測評価をするわけですから。そういう意味でも、環境アセスメントの理念に反することですね。なにか、このアセスメントが非常にいいかげんにやられたという印象を受けてしまうんで。

中央コンサルタント 松井チームリーダー

はい。

会長

ちょっと待ってください

委員

訂正してもらいたいと思いますけれども。

会長

確かに、あの、なんか、専門家にとっては、この予測精度の問題というのはなんとなくわかる話なので、あれなんですけど。確かに、市民の方これを読まれると、先生のご懸念されているような、いいかげんなことやってるな、そういうニュアンスが確かにないでもない。これ今でも、事後監視の現場上の選定理由とか、こういうものの言い方、全然記憶にはないんですけど、

委員

私は、そういう経験したことはない。そういう表現をしたことがない。

会長

してないんですかね。

委員

ある程度、それはその、不確実な、ね。表現ではありますけれども。

会長

これは、多分ですね。安全側の表現をしたかったと思う、予測はしてみて、あの一、環境基準以下だけれども、ふれる、外れることもあるのできっちりと、影響も大きいので、やりますと、そういう意味だと思うんです。ニュアンスだと思うんですけど、我々だけで読むと、解釈はできるんですけど。普通の方が読まれると、そんないいかげんなアセスメント。確かにそういうニュアンスを受ける可能性はある。

委員

予測の誤差というのは、常にありまして、どの程度あるかというのは、その事象によって変わりますが、こういうように誤差が大きくなるような表現をしたままで、その事後調査でそれをチェックするというのは、なんかその、非常に時間をかけて経費をかけて、予測をしたという価値がですね認められないことになってしまうのでは。一般的なそういう概念としては、そういう表現でもって、あの、事後調査の必要性は、というのは、私は適切ではないと思う。

会長

他の審査委員の先生方がでしょうか。

これ、多分、趣旨はですね、予測精度の問題で、まあ誤差が当然、予測した上で、その中では環境基準以下だったけれども、いったん起こるとなると、環境影響が高いんでそれに関しては監視していきますよ。そういうニュアンスであることは、僕らには読んだらもちろん大体わかるんですけど。そう言うことが、そういうなんか少し表現をですね。なんか、予測の不確実性の程度が大きいとなりますと、言っぱなしで。そういう意味で、さっきから懸念されておられるニュアンスは出てくると思うんですけど。

委員

予測に誤差は避けられないですけども、そういう予測も今の評価レベルというんですか、そういういろんな条件からいうと、100%確実に予測することはできないから、事後予測・事後調査というのが非常に重要だと言われてきているわけですから。だけど、その、非常に予測がいかげんな状態でですね、事後監視にそれをカバーしてもらうのは、あまりにも無責任な、アセスメントというものの、意義を否定してしまうような印象を避けられないのでは。

副会長

多分、想定している条件が、やっぱり連動するとか、その、たとえば、建設機械の稼動についても、想定場所であるとか、同時の稼動の確率とか、そういうのも入っているからかな、という印象があるんですけど。予測方法が間違っているというのを、設定条件に関する不確実性というあたりが、もう少しわかるような書き方ですね。確かに不確実なものなのかという印象を与えてしまいますね。

委員

少なくとも、もう少し科学的に精緻な表現をしないと、こんなばくつとしたいい方ではね。しからば事後調査でどれくらい正確さみせるのか、どういう事後調査をやるのかということに関わってきますよね。

たとえば、1日1回ぐらいの測定、1日ぐらいの測定で本当に予測、精度が上げられるのか

ということになってしまいますよね。だから、それを、事後調査をどの程度までやれば、じゃあ正確になるんだというような議論になってくるとね、これは大変難しい問題です。少なくとも、予測によって、社会通念的には、許容されるような精度に、やっぱり予測はすると、そういう前提の元に事後調査というのは、ある程度簡潔な、まあ、レベルでやることによって、ちゃんと、チェックできるんだというように考えないと。まして、今回なんか随分長い期間調査をやって、検討してきたわけですけど、その結果が、予測精度が非常に悪いんだと言われてしまうとね。

会長

おっしゃるとおりですね。その分、事後監視をするというのが、予測が万全じゃないという前提の元で、表現が変わるんですね。

これ、ちょっと適切な表現を、少し事務局の方で、案として作っていただけますか。

後藤総括参事

はい、わかりました。

会長

それで、もう一度これについても、委員の方々にこういう表現に直しますと。もう一度、ご意見求めていただく、手続き踏んでいただけますか。

後藤総括参事

はい、わかりました。

会長

それでは、そういう、少しあの一追加のご意見、あるいは修正意見等ございましたので、踏まえて事務局の方、事後監視計画書、ちょっと、施工者等もはっきりしましたので、URに決まりましたので、URとご相談のうえ、実行できる、あるいは実行基準がはっきりしたものを、つくっていただいていたきたいと思います。他になにか。議事一般までなにかございますか。

(委員から意見等なし)

会長

ほかに意見なければ、次の議題に入ります。

<議事3 その他>

会長

「議事（3）その他」について、事務局から何かありますか。

西野主査

本日は特にございませぬ。

会長

では、本日の審査会はこれですべて議事が終了したいと思います。今日は時間が短かったですけど、特に1番の答申案につきまして、かなり長い間、ご審議いただきましてありがとうございました。本日の環境影響評価審査会はこれで閉会といたします。